国住指第 1201 号
国住街第 80 号
平成 30 年 7 月 11 日

各都道府県 建築行政主務部長　殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長

市街地建築課長

道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号
の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）

道路の上空に設ける通路については、「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和 32 年 7 月 15 日付け建設省発住第 37 号、国消発第 860 号、警察庁乙備発第 14 号）において許可基準を、「建築物の屋上部を連結する通路の取扱について」（昭和 47 年 1 月 22 日付け建設省住指発第 904 号）、「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」（平成 8 年 3 月 19 日付け警察庁丁規発第 32 号、建設省道政発第 44 号、建設省住指発第 90 号、建設省住街発第 30 号、消防予第 39 号）において、当該基準に係る取扱いをそれぞれ定めていたところである。

今般、建築物や道路の利用実態、法令の改正動向等を踏まえ、道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号に基づく許可の運用について、下記のとおり整理したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、執務の参考として頂くようお願いする。

また、上記の各通知については、別途廃止されているが、道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の規定に基づく許可にあたっては、これまで「道路の上空に設ける通路の取扱等について」（昭和 32 年 7 月 15 日付け建設省発住第 37 号、国消発第 860 号、警察庁乙備発第 14 号）で定められていたとおり、警察署長、消防長又は消防署長、道路管理者及び特定行政庁からなる連絡協議会を設け、許可に関する事務の連絡や調整を十分に図られたい。

なお、本通知に併せて、警察庁、消防庁及び道路局においても、別添のとおり、各関係部局宛てに通知していることを申し添える。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知されたい。

記

一　通則

(1)　道路の上空に設ける渡り廊下その他の通路（以下「通路」という。）は、建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものであること。

(2)　通路は、交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのないものとし、適切に管理が行われるものであること。

(3)　通路は、たとえ臨時的であっても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供しないこと。

(4)　通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものでないこと。また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建築基準法第28条第1項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。

(5)　通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものでないこと。

(6)　通路の階数は一階を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二階以上とすることができる。

(7)　通路の幅員は、建築計画上想定される常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際通路から避難する人数に応じた適切な幅員とすること。この場合において、立体横断施設の設置に係る基準における幅員の考え方、大規模開発地区関連交通計画マニュアルにおける歩道のサービス水準に基づく歩道の幅員の考え方を参考にすること等に加え、必要に応じ、避難時に通路から避難する人数やその歩行者密度、歩行距離等も想定し、適切な幅員を検討すること等が考えられる。

(8)　通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見透しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けること。

(9)　上記のほか、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること。

二　通路の設置数及び設置場所

通路の設置数及び設置場所は、次の各号に掲げるところによること。

(1)　通路は、同一建築物について一個を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二個以上とすることができる。

(2)　通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、（ロ）の水平距離を縮小することができる。

（イ）　道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所

（ロ）　通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離10m以内の場所

三　通路の構造

通路の構造は、次の各号に掲げるところによること。

(1)　通路の防火措置は、次に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(イ)　通路を設ける建築物から5m以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及びはりは耐火構造とすること。

(ロ)　通路と通路を設ける建築物との間には建築基準法施行令第112条第14項第1号又は第2号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けること。

(ハ)　通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、当該建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、当該開口部に防火設備を設ける等通路による避難が安全であるように適当な措置を講ずること。

(ニ)　通路には、建築基準法施行令第126条の3に掲げる規定に適合する排煙設備を設けるなど、適当な排煙の措置を講ずること。ただし、（ロ）において建築基準法施行令第112条第14項第2号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設け、かつ、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合は、この限りではない。

(2)　通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、これらに支障を及ぼさないこととすること。

(3)　通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。

(4)　通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状も考慮して、適当な構造とすること。

(5)　通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。

(6)　通路には、適当な雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を設けること。

(7)　通路の外部には、恒久的であるか臨時的であるかを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。

四　その他

上記一から三までについては、道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可に関する一般的な考え方を示すものであるので、通路を設ける建築物の用途及び規模、通路を設けようとする場所等の特殊性から、これによることが必ずしも適切ではないと考えられる場合は、総合的な判断に基づき適切な対応を図ること。

道路上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第１項第４号の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)への対応状況　　2025.9.5

一 通則

(1)	道路の上空に設ける渡り廊下その他の通路（以下「通路」という。）は、建築物内の多数人の避難 又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものであること。	円滑に移動できるとともに、本建築の利用者による地上の歩道やデッキ階段の通行が軽減され、回遊性も向上するため公共的利便に寄与すると考える。別紙「技術的助言一　通則（1）補足資料」参照。
(2)	通路は、交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのないものとし、適切に管理が行われるものであること。	通路は、交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのないものとする。また、適切に管理を行う。
(3)	通路は、たとえ臨時的であっても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供 しないこと。	Yデッキ上・44条許可申請範囲でのイベント等で使用することがないよう、計画建物の管理者に周知徹底する。
(4)	通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものでないこと。また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建築基準法第28条第1項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。	建築基準法第28条第1項の採光が必要な居室・用途は無い。別紙「技術的助言説明事項まとめ」参照。
(5)	通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものでないこと。	消防活動を妨げるものでないと消防局予防課と確認済み。
(6)	通路の階数は一階を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二階以上とすることができる。	通路の階数は一階である。
(7)	通路の幅員は、建築計画上想定される常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際通路から避難する人数に応じた適切な幅員とすること。この場合において、立体横断施設の設置に係る基準における幅員の考え方、大規模開発地区関連交通計画マニュアルにおける歩道のサービス水準に基づく歩道の幅員の考え方を参考にすること等に加え、必要に応じ、避難時に通路から避難する人数やその歩行者密度、歩行距離等も想定し、適切な幅員を検討すること等が考えられる。	大規模開発地区関連交通計画マニュアルにおける歩道のサービス基準に基づき、適切な幅員を確保する計画である。別紙「技術的助言一　通則（7）補足資料」参照。
(8)	通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見透しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けること。	道路管理者と協議済み。
(9)	上記のほか、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること。	建築基準法・条例の規定に適合した計画である。

二 通路の設置数及び設置場所

(1)	通路は、同一建築物について一個を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二個以上とすることができる。	一個である。
(2)	通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められる ときは、(ロ) の水平距離を縮小することができる。(イ) 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所 (ロ) 通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離10m以内の場所	(イ) 道路が交差し、接続し、屈曲する場所であるが、柱などを道路内に設置せず、交通の用に供する車道及び歩道には影響が無い。また、横須賀中央駅改札前のデッキ空間を連続させ、一体的な歩行空間の確保に寄与する計画である。 (ロ)今回の敷地は隣地境界線は無いため対象とならない。

道路上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第１項第４号の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)への対応状況　　2025.9.5

三 通路の構造

(1)	通路の防火措置は、次に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。		
	(イ)	通路を設ける建築物から5m 以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支え る柱を含む。）及びはりは耐火構造とすること。	5m 以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支え る柱を含む。）及びはりは耐火構造である。
	(ロ)	通路と通路を設ける建築物との間には建築基準法施行令第 112条第14項第1号又は第2号に 掲げる基準に適合する特定防火設備を設けること。	当該通路は屋外に解放しており、通路と通路を設ける建築物との間に開口部はないため、対象外とする。
	(ハ)	通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、当該建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、当該開口部に防火設備を設ける等通路による避難が安全であるように適当な措置を講ずること。	通路は屋外であり、開口部を設けない。 消防協議にて確認済み。
	(二)	通路には、建築基準法施行令第 126 条の3に掲げる規定に適合する排煙設備を設けるなど、適当な排煙の措置を講ずること。ただし、（ロ）において建築基準法施行令第 112条第 14項第2号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設け、かつ、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合は、この限りではない。	当該通路は屋外に解放しており、排煙設備はないため、対象外とする。
(2)	通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、これらに支障を及ぼさな いこととすること。		電線は地中に埋設されている為、電線に支障が無い計画である。
(3)	通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。		柱を設けない計画である。
(4)	通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状も考慮して、適当な構造とすること。		構造計算を行い適当な構造であると確認済み。
(5)	通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。		必要に応じ照明設備を設けた。別紙「技術的助言三　通路の構造（５）補足資料」参照。
(6)	通路には、適当な雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を設けること。		適当な雨水排水計画を行う、多雪地ではないので雪止めは設置しない。別紙「技術的助言三　通路の構造（６）補足資料」参照。
(7)	通路の外部には、恒久的であるか臨時的であるかを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。		広告物、装飾物その他これらに類するものを添加しない計画である。

四 その他

記一から三までについては、道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可に関する一般的な考え方を示すものであるので、通路を設ける建築物の用途及び規模、通路を設けようとする場所等の特殊性から、これによることが必ずしも適切ではないと考えられる場合は、総合的な判断に基づき適切な対応を図ること。	二 通路の設置数及び設置場所（2）（イ）については総合的な判断をした。

2階平面図、図面番号 A-4-4～-6、A-4-20、A-14-1、A-20-1、動線計画は、

割愛させていただきました。